

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成29年7月11日（火）14:00～16:00

場 所：外務省南国際大会議室893号室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて
- （2）プロサバンナ事業に関する報告
- （3）軍に対する支援・対テロ支援・治安支援・海上保安能力向上支援のあり方

3. 協議事項

- （1）2017年開発協力重点方針～SDGs時代のODAのあり方について
- （2）持続可能な開発目標（SDGs）の地域展開について
- （3）市民社会スペースについて

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、時間が参りました。本日は御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

平成29年度NGO・外務省定期協議会第1回「ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、ODA政策協議会コーディネーターを務めておられます、NGO福岡ネットワークの高橋理事と私、外務省民間援助連携室の垂井で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、いつものとおり3点、注意事項を申し上げます。

第1に、議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をよろしくお願いします。

2点目に、発言者は最初に所属とお名前を御紹介の上、御発言をお願いします。

3点目、最後に、御発言はできるだけ簡潔によろしくお願いいたします。

本日は、外務省側から山田国際協力局長が出席しております。NGO大使の牛尾参事官も少しおくれて参ります。

それでは、外務省を代表して山田国際協力局長から冒頭の御挨拶をよろしくお願いします。

○山田（外務省 国際協力局 局長）

皆さん、こんにちは。国際協力局長の山田でございます。

平成29年度第1回ODA政策協議会の開催に当たりまして、外務省を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

バングラデシュでのダッカ襲撃テロ事件、昨年7月でございましたけれども、それから1年が経過いたしました。海外で活躍するNGO関係者の安全確保については、さきの全体会議でも小田原政務官からお願いを申し上げたところでございます。本日、この場をお借りして、外務省は失われた尊い仲間の意思をしっかりと引き継ぎ、関係者の安全を確保しながら開発協力を進めていく決意であることを改めて申し上げたいと思います。その中で重要な役割を演じておられるNGOの皆様とも、そのための方途について、引き続きしっかりと話し合いを行っていきたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、9月の国連総会の場で難民及び移民に関するサミットが初めて開催され、また、国内では多様なステークホルダーや市民社会の意見も踏まえSDGs指針が策定されるなど、国際協力の新たな取り組みが開始されました。多様化・複雑化する国際社会の諸課題に取り組む上で、NGOは我々の不可欠なパートナーだと考えております。また、NGOとの戦略的な連携の強化をうたう開発協力大綱のもとで策定された本年度の開発協力重点方針においても、NGOの参画も得た、日本の顔の見える協力を推進することが明記されております。

本日は、このような観点から、多数のNGO関係者の御参加を得て、SDGsに関する議論が行われる他、合計6つに上る報告・協議事項について活発な意見交換が行われることを期待し

ております。本日の政策協議会がよりよいODAのあり方をともに考える有意義な場となることを祈念して、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

局長，どうもありがとうございました。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

それでは，早速，報告事項のほうに入らせていただきたいと思います。

報告事項の1番「特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱いについて」，秘密保護法NGOアクションネットワーク世話人の加藤さんからお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございますが，この場は秘密保護法NGOアクションネットワークの世話人として御質問させていただきたいと思っております。

私ども国際協力NGOは，従来から特にODAの関連情報に関しての特定秘密の指定に非常に関心を持っておりまして，また，この特定秘密の問題に国際協力NGOとして対応するために，全国のネットワークNGO8団体で秘密保護法NGOアクションネットワークというものを結成して活動してまいりました。本日はそちらのほうから御報告をお願いしたいということで，この場を作っていただきました。

私どもの関心としては3つございます。

1つ目が，これはこれまでも質問してまいりましたけれども，2016年，1年間の外務省にかかわる特定秘密の指定の中で，ODAにかかわる情報について，特定秘密の指定があったのかどうかということをお教えいただきたいというのが1点。

2点目が，これも従来から御答弁をいただいておりますけれども，ODAに関する業務内容については特定秘密に該当しないということで外務省のスタンスを御説明いただいておりますが，これについて，現時点ではどのようにお考えなのかということについて。

3つ目が，NGO側としては，このODAに関する業務内容について，特定秘密に該当しない，指定しないという御方針について，ぜひ文書化をお願いしたいというふうにかねがね申し上げておりますが，それについてのお考えはいかにという3点について御報告あるいはお考えをお聞かせいただければと思っております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

加藤さん，どうもありがとうございました。

それでは，ただいまの秘密保護法NGOアクションネットワークの加藤さんからの御発言を受けまして，外務省官房総務課の玉浦総括より特に3点に関しましてレスポンスをお願いいたします。

○玉浦（外務省 官房総務課 総括補佐）

大臣官房総務課の玉浦でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取り扱いについて、御説明をさせていただければと思います。

事前に、先ほどもお話がありましたけれども、「2016年中に特定秘密に指定された情報のうち、ODAにかかわる情報及びNGOの活動に影響を及ぼすおそれのある情報が含まれているか否か、含まれている場合、どのような情報か、可能な限り具体的に御報告をお願いしたい」ということ、また、「本件につき議題とした過去2回の協議会では、外務省側からODAに関する業務内容については特定秘密に該当しない旨、明言いただいているが、現時点においてはどのように考えておられるか、伺いたい。また、かねてNGO側からは、原子力規制委員会が核関連情報の不指定方針を文書化した例を挙げて、上記内容が文書化されるのが望ましいと伝えているが、外務省側ではどのように考えられているか、伺いたい。」という御質問をいただいておりますので、この2点につきまして御説明申し上げたいと思います。

1点目の御質問に関してですけれども、昨年、2016年に外務省は新たに3件の特定秘密を指定しました。この内訳は、1つ目は、平成28年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報が1件、2つ目が、平成28年中に国際テロリズムに関し外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報が1件、3点目、平成28年中における国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報が1件でございます。

また、昨年末時点において外務省が特定秘密に指定している総件数、これは先述の3件を含めて39件でございます。これらについては、本年5月19日に閣議決定され公表された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」にも記載されておりますけれども、この39件の中に、国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象情報とする指定は含まれておりません。

昨年7月及び一昨年3月のこの協議会で担当室長・企画官から回答申し上げましたとおりですけれども、特定秘密の指定に際しては、防衛、外交、いわゆるスパイ活動、テロリズムに関して、法律の別表に掲げる項目に該当するかどうか、公になっていない情報かどうか、我が国の安全保障に著しい支障があるため特に秘匿する必要があるものであるかどうかという3つの要件を満たす必要があります、この3点をしっかり検討し、最終的には行政機関の長である外務大臣が判断する必要があるということです。この3つの要件に照らせば、国際協力局が主管として取り扱うODAの業務内容が特定秘密の対象情報となることはないと考えております。

さらに最後の御質問ですけれども、過去2回のこの協議会で担当室長・企画官から、外務省において国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象情報とした特定秘密の指定は現に存在していないこと、治安情勢なども含め海外安全情報等の形でこれまでNGOを含む国際協力事業の関係者に提供させていただいてきた情報の一部を新たに特定秘密に指定し秘匿することは今後もないということを説明してきておりまして、この考えに何ら変更はございません。

こういった申し上げたことは外務省として御説明申し上げていることでございまして、

これらの記録については詳細な記録として外務省ホームページに公開されております。したがって、文書化につきましては、昨年のこの協議会でも企画官から申し上げましたが、そういった実態を踏まえて省内で検討して、外務省としてはこの記録文書において外務省の立場を十分お示ししていると考えておりますので、別途の文書を作成する必要はないのではないかと考えております。

私からは以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

外務省側からお答えありがとうございました。

加藤さんからいかがでしょうか。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

お答えありがとうございました。

ODA並びに海外安全情報にまで踏み込んで外務省のスタンスを明確にお示しいただいて、ありがとうございます。私どもNGOとしても、やはりODAあるいは外務省と共同でお仕事を進めていく上で、この問題というものは非常に憂慮しておりますので、明確な姿勢を示していただいたことは本当にありがたいと思っておりますし、今後もそのような姿勢で臨んでいただければと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の2番に移りたいと思います。「プロサバンナ事業に関する報告」ということで、日本国際ボランティアセンターの渡辺さんから、詳細に資料も出していただいておりますが、よろしくお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

日本国際ボランティアセンターの渡辺です。よろしくお願いいたします。

今日、私からはプロサバンナ事業に関する意見交換会及びNGOの取り組みの報告ということでさせていただきます。

この議題、プロサバンナに関する議題は2012年12月にこのODA政策協議会で出させていただきました。そこで、この事業の抱える課題については、もう少し詳しく時間をかけて話したほうがいいのではないかとということで、スピナウトをして意見交換会というものができて、この4年半、続けてまいりましたが、さきの4月27日に現地の農民を中心とする住民11名からJICAに対する異議申し立てがなされました。これを受けて、議論、対話の主体が現場に移ったということで、今回、そのことを御報告させていただきたくて議題として提案しています。

昨年12月にこの場で報告をさせていただいた時に、ここの報告資料にあります、報告資料の中ほどにあるようなのですけれども、冒頭の4点について報告をさせていただきました。

1つは、JICAが2012年来、現地コンサルタントとの契約で形成・遂行してきた「コミュニケーション戦略」の問題。これは社会介入の問題です。もう一つが、JICAが2015年10月から、これもまた違う現地コンサルタントなのですけれども、そこと契約して、現地の小農運動や市民社会組織に対する詮索・社会介入、「排除」「分断」の試みを行ったこと。それで、その結果作られた「市民社会対話メカニズム」の問題と、その「市民社会対話メカニズム」のコーディネーターが代表を務めるNGO（SOLIDARIEDADE）とのJICAとの契約の問題について指摘をさせていただきました。

ここで詳細については触れないのですけれども、その際に、外務省側、特に山田局長からこの問題について重大な課題があるということで御理解をいただきまして、その後、別途、話し合いをする場を設けていただきました。そのことは、本当にお忙しい中、お時間をいただいて、お礼を申し上げたいと思います。その際には、JANICの代表の谷山さんにも奔走していただきました。

その時に、当時はそういう、今、挙げた4点の問題、社会介入・分断の問題を指摘していて、分析ペーパーだったりとか声明だったりというものを出している最中のことでしたが、昨年10月末にいきなり現地で事業のマスタープランに対する公聴会が開かれるということが知らされたという時期でもありました。これについても話し合いを重ねる中で、外務省が公聴会を一旦延期するという御英断に至ったかと思います。この点についても非常に我々、大きなことだと思って評価しておりますので、お礼を申し上げたいと思います。

ただ一方で、そういうふうに一瞬、我々も、そして現地の側も、これでようやく外務省の中にも日本政府の中にも話をわかってくださる方がいて、事態が改善するのかなと思ったのですけれども、結局、4月27日に異議申し立てが出されるに至っています。

この間の経緯を少し御説明させていただきたい、要は何で異議申し立てがなされたか。先ほど言ったような分断・介入が続いてきていて、せっかく公聴会の延期という結論に至ったのですけれども、結局、ふたをあけてみれば社会介入・分断というものが全然やんでいないという状況があったかと思います。

1つには、報告資料にもあるのですけれども、報告資料の1ページ目の下のほうにもあるのですが、1つは11月末に現地の農民と市民社会組織が来日した際に、わざわざJICAがお金を、税金を使って、現地の政府、農業省関係者を招聘しました。それで、我々が主催する学習会、院内集会に参加を強要してくるということがありました。その際の目的としては、JICA理事の口から、一般の聴衆の前で農民たちが言うことに現地の政府関係者から反論させたかったからだということで聞いています。その際には、現地の人権侵害のことなどを話すということは事前に広報していたにもかかわらず、そういったことがなされたということがあります。

また12月、山田局長との話し合いを経た後のことなのですけれども、今度は大使館のお金で現地でプレスツアーというものが行われまして、これは報告資料の後にある添付資料のほうなのですが、1番にあります。モザンビークの独立系新聞、それまでは農民だったり

の立場で記事を書いてきた新聞がいきなり、「プロサバンナが提供した米ドルのおかげで、ニアサ州、ナンプーラ州、ザンベジア州の市民社会組織は、マプートから『解放された』と表明』、最初の参集は事業対象地マプートというのは、プロサバンナに抗議の声上げる団体が数多くいます。そのマプートから「解放された」という、こういうタイトルで新聞記事が出されました。

2月に、それでも話し合いを重ねる中で、同様の状況に対する懸念を抱いていただいて、公聴会の延期に至ったわけなのですけれども、今度は3月14日に、この報告資料の2ページ目の下にある【ワークショップ問題】というものが発生しました。

これは現地で作られた政府寄りの市民社会組織から成る「市民社会対話メカニズム」というものがあるのですが、そこが主催するワークショップでいきなり、ここに書かれているアジェンダのように、例えば「プロサバンナにノー！キャンペーン」、これは現地で同事業に声を上げる団体をくくった総称なののですけれども、そこに参加する諸団体を含めた「すべての関係者の『関与』度の評価」、「見直しに参加している団体はどれか」。「プロサバンナにノー！の団体の関与はどのような形でなされているのか」、あるいは同キャンペーンへの対応策が当事者不在のまま話し合われるワークショップというものが開催されました。

これは、このこと自体がやはり分断、社会介入をあらわすものなののですけれども、これに対してJICAがこの内容を知りながら70万円を出している。全費用を負担しているといったことが明らかになっています。

こういうことから、やはり一時、公聴会の延期で希望が見えたものの、結局、人権侵害、分断・介入をやめてほしいと訴えてきていることが全くとまらない、事態が変わらないのだということがわかって、最後の手段として農民たち、この異議申し立てをしています。

最後の手段というのは、これまで人権侵害・弾圧の状況をここの場でも伝えてきました。そういう中で、この異議申し立てを出すというのは非常に怖いことです。なぜなら、ポルトガル語でこの異議申し立てを書いていて、誰が何を書いているのか、どういうことを訴えているのかということがそれを読むとわかるわけです。名前は隠されているにしても、特定・推測は可能だと思います。そういう中で、非常に怖い思いをして出している。そういう状況にあります。

異議申し立てなののですけれども、資料の提出時には結果が出ておらず、中身は不明としましたが、今、ホームページ上で50ページの日本語訳が読めます。それを見ると非常に明らかなのですが、これはブラジル、モザンビーク、日本の3カ国事業なののですけれども、異議申し立ては事業そのものではなくて、JICAに対してなされています。JICAの、今、言ったような分断、サブプログラムが違法性を持つ、人権侵害あるいはガイドラインにのっとっていないということで、JICAに対する異議申し立てです。

そういう中で担当部局、理事の名前も書いてあるわけなののですけれども、審査役、これから異議申し立ては本調査に進むことになったので、審査が行われるわけなののですけれども、審査役が幾ら独立しているからといっても、JICAの機関、枠内でされる。そういった

現実を踏まえて、予備審査の中でも少し懸念されるようなことが起きたこともあって、審査がゆがめられやしないだろうかという懸念があります。そのことをやはり市民社会としてウオッチしておきたいということもあり、そのことをここで触れておきたいと思います。

ここから少し質問を。今日の論点になってくるのですけれども、先ほど、なぜこの間、これだけ公聴会の延期だとかということがあったのに異議申し立てをしたのかという理由を述べたのですが、もう一つには現地の側で、現地の政府関係者から反対や抗議の声を述べる農民たちに対しての弾圧とか、おどしというものが全くやんでいないどころか、悪化している現実があります。それで最終手段として、きちんと審査をしてほしいということで異議申し立てに至りました。

先ほど申し上げたとおり、すごく身の危険を冒しながら異議申し立てをしていますので、この場で外務省としてどういうふうに彼らの人権を守れるのか。これまで訴えてきても全く改善されてはこなかったのですけれども、やはりこの場でどういうふうに、この事態を受けて人権を守っていかうと考えているのかということに触れていただければと思います。

事前に質問を4点出しているのですけれども、①～③については、これはJICAマターだということで聞いているので、特にこの場でお答えいただく必要はないのと、①～②と③のA)とB)までは既に出てきている情報でもあるので、時間の省略のために、ここはお答えいただかなくても結構です。

質問④は、ここの場で明らかになっていることがあればお答えいただきたいのと、あとはやはり再発防止のために2点、追加で質問をさせていただきます。

報告資料の中の3ページ目の下に【調達問題、大臣の約束】というものがあります。この問題は国会議員からの注目も浴びてきまして、3月と5月に2回、国会で質問がなされています。その中で、問題として上がっていたのが、先ほど申し上げたSOLIDARIEDADEという、JICAの現地NGOとのコンサルタント契約。これが談合に当たるのではないかということです。

これは何かといいますと、リンク文書でわかったことなののですけれども、このSOLIDARIEDADEという団体が、一応、公募がされて、3者の応募があって、それで契約をされたというふうには聞いているのですが、その前に4月12日の会議録がこの斜めになったところで出てきていますが、下線が引いてあるところで、これはJICAの所長の発言です。これが、「もしMSCS、対話メカニズムが見返り資金からの資金拠出が待てない場合は、事前にJICAとしてマスタープラン見直しの作業遂行のためのコンサルタント契約を直接行うことが可能」であるということ、このSOLIDARIEDADEと一緒に協議をしています。結局、結果的にSOLIDARIEDADEがこの内容どおりコンサルタント契約を結んでいます。

これは契約前にすでにその内容・方法が事前に協議なされているということで、我々の側から見たら明らかな談合なののですけれども、これについて国会議員が指摘をしたところ、岸田外務大臣からは「確認をしたい」というお答えをいただいているので、その後の確認状況がどうなっているのかということをお教えください。

もう一つが、今、話に上がりましたSOLIDARIEDADEとの契約です。この契約の問題について

では、この場でも局長にも大場さんにもずっと伝え続けてまいりましたが、JICA側は問題がないとして契約を続けてきました。しかし、この5月に契約満了に伴って、再契約はなく、契約を終了したと聞いています。その時の、なぜ再契約がなかったかの理由は「業務実施の状態にない」というお答えだったと聞いています。この事態をどういうふうに御認識なのか。業務実施の状況にないというのはどういうことなのかというのを、この場で御説明いただきたいと思いますと考えております。

最後に、こちらの質問書のほうに戻るのですが、やはりこれはこういう事態になるまで事が悪化したことについて、外務省さんとしてどうお考えなのか。今後の教訓をどういうふうにここから得ていくのかということプラス、今後、TICADの閣僚の会合がモザンビークのマプートで行われるのですが、これに際して、また人権侵害が悪化していく可能性もありますので、どういうふうに人権を守っていくのか。また、こういう状況下でパッケージ化されて援助なんかが約束されないのかどうか。そういったあたりも確認させていただければと思います。

私からは以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

渡辺さんから報告をいただきました。

では、大きく分けて2点、TICADの部分の話と、それから、プロサバンナの話なのですが、最初にTICADのほうからよろしいですか。2点あったと思うのですが、報告の紙の④のところです。TICAD閣僚会議がモザンビークで開催されるがのところと、それから、モザンビークのガバナンスの問題は財務省も認めるところであるという部分です。その後、本題であるプロサバンナのほうで国別三課の大場課長よりコメントをいただきたいと思いますと思っております。

では、初めに望月調整官、お願いします。

○望月（外務省 アフリカ部アフリカ第二課 地域調整官）

アフリカ部アフリカ第二課の地域調整官の望月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

御質問の点につきまして、若干まとめた形で御説明をしたいと思います。

まず、TICADについての言及でございますけれども、TICADは、そのまま訳しますとTokyo International Conference on African Developmentということで、アフリカの開発について総合的に議論するマルチの会議、国際会議でございます。関連会合の開催地は、アフリカ側における調整を踏まえ、TICADの共催者、日本以外に国連、UNDP、世銀、アフリカ連合委員会（AUC）の間の協議により決定され、個々の国における個別の案件や援助の動向とはリンクをしていない。これがまず第1点、御説明したい点でございます。ですので、この8月のTICADの閣僚会合。ここにおいて、アフリカの特定国の事業ですとか案件について発表やイベントを予定しているわけではございません。

それから、モザンビークの閣僚会合については、モザンビークが開催の意向を示して、

アフリカ連合（AU）の総会が今年1月にごさいましたけれども、その場でAUの総意としてこれを歓迎し、アフリカ側のオーナーシップを尊重するという我が国の姿勢をもって、他の共催者とも協議をした上で、今年の6月に最終的に決定したものでございます。

TICADは、御案内のとおり、アフリカ全体の開発支援のため我が国が主導して立ち上げたものでございまして、これは1993年に第1回のTICADが東京で行われたことでTokyo International Conferenceと呼んでおります。そのTICADは20年以上にわたる取り組みでございすけれども、このようなマルチの取り組み、閣僚会合の開催がモザンビークの社会経済情勢を悪化させるというふうには私どもは考えておりません。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

望月調整官、どうもありがとうございます。

では、国別三課の大場課長よりよろしくお願いします。

○大場（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長）

国別開発協力第三課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

渡辺さんから御質問いただいた、最初に入権の問題の御指摘があって、その上でSOLIDARIEDADEとの契約についての御質問というふうに理解しております。

昨年12月以降の1つ大きな動きとして、3月にモザンビークの大統領が訪日しまして、その際に共同声明が出されております。共同声明の中で具体的に両首脳のコミットメントとして述べているのが、両首脳は市民社会及び農村コミュニティの権利を保護して、持続可能な農村開発を通じて、彼ら、すなわち市民社会、農村コミュニティの生活を向上させるためにともに取り組むことを目指しつつ、事業の計画策定及び実施において、市民社会及び農村コミュニティとの緊密な対話を継続するというコミットメントを再度表明したということが共同声明に明記されております。この中で、市民社会及び農村コミュニティの権利を保護するということが両首脳の間で確認されているところです。

その上で、御質問のあったSOLIDARIEDADEとの契約について回答を申し上げます。

まず、5月15日の決算委員会でのやりとりの関連です。このJICAとSOLIDARIEDADEとの契約ですけれども、そのプロセスですが、当時、現地の主要新聞2紙に広告をしておりまして、誰でもこの業務に関する情報にアクセスすることが可能な状況でございました。その広告の中で提案依頼書、これはRequest For Proposal, RFPと呼んでおりますけれども、この配付情報を周知いたしまして、これに対して16者がRFPを入手いたしました。そのうち4者からプロポーザルの提出がございまして、技術評価、価格評価の結果、SOLIDARIEDADEが交渉順位第1位となって、契約交渉の結果、SOLIDARIEDADEと契約を締結した。先ほど3者とありましたが、4者から提出がございました。この契約はJICAの調達規則にのっとりまして、公正な手続を経て行われたことを改めて確認しております。

この関連で、関係者の署名入りの議事録がリークされた4月の会合についてのお尋ねがございましたが、この会合では、今、私が御説明しました、後にSOLIDARIEDADEと委託するこ

とになった業務契約についての議論はされていないというふうに承知しております。また、公示前のTORの内容につきましては厳重に管理されておりまして、SOLIDARIEDADEを含めまして、JICA、外部の者が公示前にTORの内容を知ることとはできず、調達不正には当たらないと認識しております。

また、もう一つ、PDCAを踏まえて今後の教訓を含めた見解を教えてほしいという御質問をいただいております。プロサバンナ事業は小規模農家を中心とした地域住民の生計向上に貢献することを目的とした事業であります。しかしながら、一部の現地住民、それから、市民社会の皆様の理解が得られていない状況でございます。こうした中で異議申し立ても今、出されている状況という認識をしております。

外務省といたしましては、これまで渡辺さんを含む日本のNGOの皆様を始め市民社会の皆様からいただいた御意見に真摯に耳を傾けて対話の機会を作って、御質問にもその都度、誠意をもって対応してまいりました。

また、先ほど御紹介しました3月の安倍総理とモザンビーク大統領との首脳会談で出された共同声明におきましても、繰り返しになりますけれども、市民社会及び農村コミュニティの権利を保護して、持続可能な農業開発を通じて、彼らの生活を向上させるために取り組むことを目指すということと、事業の計画策定及び実施段階において、市民社会及び農村コミュニティとの緊密な対話を継続するというコミットメントを再度表明しております。

この共同声明を踏まえまして、外務省としては今後も幅広く皆様の御意見に真摯に耳を傾けながら、適切な形で進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

大場課長、望月調整官、どうもありがとうございました。

それでは、渡辺さんからお願いします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。

最後、ちょっとわからなかったもので、もう一回教えていただきたいのですが、SOLIDARIEDADEとの契約を再更新しない理由というのが何なのかがよくわからなかったもので、事態をどう認識していらっしゃるのかというのが1点。プラス、これは我々、コンサル契約というものを問題にしてきたわけなのですが、コンサル以外に他の形で何か同団体と契約をしてプロサバンナ事業を進めていることはないですねということの確認を追加でさせていただきたいのが1点。

もう一つ、先ほどモザンビーク政府との共同声明というふうにおっしゃっていたのですが、おっしゃりたいことというか、それしか答えようがないのかもしれないのですが、実際、ずっとお伝えしてきているとおり、現地のほうで弾圧だったりとか人権侵害が

やんでいないのです。我々は別に声明が欲しいわけではなくて、そういった具体的な事実をどう認識して、どう対応するのですかということはこの間、ずっとここで、あるいは意見交換会で聞いてきているので、お答えいただきたいのはそういうことです。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

本日は扱う議題が多いため、この議題に関しては最後に今いただいた2点に関しまして大場課長からよろしくお願いします。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

わかりました。

最初の1点目、なぜ契約を延長しなかったかという点は失礼しました。漏れておりました。

この契約ですけれども、JICAとSOLIDARIEDADEの間で2016年10月14日に契約しまして、契約期間が7カ月ということで5月13日に契約期限を迎えました。日本政府、JICAとしましては、これまでも申し上げていきますとおり、反対派の意見もきちんと聞きながら、より丁寧な対話を進めることが必要であるという考えから、モザンビーク政府に対して、いわゆる公聴会と言っていますけれども、コミュニティーコンサルテーションの延期を促しまして、これまで延期されております。現時点でも延期されている状況でございます。

こうした中で、5月13日にこの契約については期限を迎えまして、延長はせずに契約が解消されております。まだコミュニティーコンサルテーションの実施のめどが全く立っていないという状況の中で、このSOLIDARIEDADEとの契約を延長するのは適切でないという考えから契約延長を見合わせたものと承知しております。

2つ目で、では、それ以外にコンサルタントとの契約をしていないかどうか。これはございません。

また、人権侵害にどう対応するかなのですけれども、これは不断の努力が必要だと思っております。この首脳間の声明で権利を保護するということが明記されていることは非常に重い意味があると考えております。ですから、この点はモザンビークにとっても日本にとっても重要なポイントですので、こうした人権侵害のようなことがないように、モザンビーク側に引き続き努力をしてもらうということに尽きると思っております。

以上でございます。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

外務省側からの御説明、ありがとうございました。

本件に関しては、NGOの中にもかなり色々な方が関心を持っておられると思いますが、では渡辺さん、コンパクトにお願いいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

最後に1点だけ、指摘ということでさせていただきます。

今日の議論にかかわる論点で、最後に質問をしたのですけれども、この事態になったこと、主管局として、外務省としてどう捉えていて、どういうふうにも再発防止するのかとい

うこともお聞きしたかったのですけれども、今日はお時間がないということなので、お答えいただいていないということをここで確認して終わりにしたほうがいいのかなということで最後に触れたいと思います。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

大場課長，どういたしますか。

○大場（外務省 国別開発協力第三課長）

今の点は，先ほど私から申し上げましたとおり，まさに共同声明で明確に対外的にも両国間のコミットメントとして表明しておりますので，それに基づきながら，皆さんの意見も聞きながら，適切な形で事業を実施してまいりたいと考えております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

この議題については，今後も継続的に別の場でも議論されていくかと思いますので，本日は一応，ここまでにさせていただきたいと思います。非常に重要な議論，今後も本協議会にて御報告いただければと思います。

それでは，報告事項の3点目に参ります。「軍に対する支援・対テロ支援・治安支援・海上保安能力向上支援のあり方」についてということで，NGO側から谷山さんからお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。国際協力NGOセンター，JANICの谷山と申します。

先般，6月6日の外務省・NGO定期協議会の全体会議にて，年度の初めにおいて，今年度の国際協力の重点方針の議論をさせていただきました。その際に，重点方針の一つの柱として，1番目に「国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び普遍的価値の共有」ということが挙げられておりましたので，これに関しては今日の議題のタイトルにありますように，軍に対する支援，あるいは対テロ支援・治安支援・海上保安能力向上の支援が含まれていると思いますので，その具体的な内容，特に開発協力大綱の改定に伴って，軍に対する支援が解禁された。それを受けた後の実績をデータとして共有する中で，具体的にこれまでNGOが再三にわたって懸念を表明してきた，軍事転用の支援がなかったのか，対テロ支援という名のもとで人権侵害がなかったのか，あるいはそうした問題をどのように防ぐことができるのかといったことについて，少し議論を進められればと思います。

今回は報告ですので，外務省さんのほうから過去の実績及び2017年の計画を共有していただいて，可能であれば，これまで4回議論しているのですけれども，なかなか，まだ内実のある話に踏み込めていないので，どういう形でNGOがこうした軍に対する，軍事支援や人権侵害につながるような危険性を回避できるような仕組みづくりに貢献できるのか，そのことを私たちも模索しておりますので，一步進められればと思っております。

質問におきましては，軍及び軍籍を有する者に対する2014年以降の実績です。それから，重点方針で示された2017年度の計画があれば教えていただきたいということと，軍に対す

る支援ではありませんけれども、人権侵害あるいは国際的な緊張を高める結果を生んでしまいかねない、海上保安能力の向上に関しての支援に関しての実績、2014年以降の実績と計画についてデータを共有していただいて、具体的なモニタリングのあり方、基準の作り方について、今後議論できる可能性があるのかについて、お話ができればと思います。

よろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

JANICの谷山理事長、どうもありがとうございました。

それでは、外務省側、国際協力局政策課の今福課長よりレスポンスをお願いいたします。

○今福（外務省 国際協力局 政策課 課長）

国際協力局政策課長の今福です。よろしくお願いいたします。

先ほど谷山さんからもお話がありましたように、先日の全体会合の時にも一度軽く簡単に議論させていただいたこの案件でございますが、今回、まずあらかじめ資料ということでしたので、お手元に事前配付でお配りしてあるかと思いますが、資料が3種類ございます。

この表の形になったものでホチキス止めしてございますが、一番上が開発協力大綱の閣議決定、2015年2月です。それ以降のテロ対策・治安対策・海上保安能力強化に関する主な支援の例ということで、これは無償資金協力、有償資金協力、技術協力の案件が挙がっております。これは2枚物です。

その次のページが、これは1枚、表ではなくて、どのような手順で軍事転用がないかということを確認しているかという紙が1枚ございます。

一番最後のページが、開発協力大綱の閣議決定以降の軍または軍籍を有する者等に対する非軍事的目的のODA案件の一覧表という、この3種類の資料を御用意させていただいております。

先ほど2017年度の計画というお話があったのですが、計画段階といたしますか、2017年の案件で今、お手元にお配りしております表の中に挙がっているのは技術協力の案件で、これは2016年、2015年当時からの継続案件等でございますので、そういうものをここに記載させていただいております。

他方で、無償資金協力、有償資金協力の新規案件というものは、御承知のとおり、閣議決定、実施するということを日本政府が決めた後に、先方政府との交換公文を締結した段階で公にさせていただくという手順でやっておりますので、今年の3月分まではここに、既に表に記載させていただいておりますが、4月以降のものについてはまだここに挙がっているものがないという状況になっております。

これがいただいております、事前入手した資料に関しての御報告でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

質問事項としていただいているものをこのままの流れでお答えしてよろしいですか。それとも、ここでご意見をとれますか。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

続けて質問事項のところをお願いします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

お願いします。

○今福（外務省 政策課長）

質問事項でいただいておりますのは、1点目が軍及び軍籍を有する者への支援が軍事目的でないことを担保する基準及びモニタリングの方法というものがまず1問目としていただいております。

これにつきましては、先ほどの資料の中にも入ってございましたように、1つはまず、事前の段階におきましては、軍事的用途・国際紛争助長への使用を回避する原則という、大綱上、定められています原則に照らしまして、個別具体的な案件ごとに、まず協力の趣旨・目的、対象主体、あと、内容・効果。こういった観点から具体的に検討を行って、確認をしております。

もう一つの手続といたしまして、透明性を確保する観点から、協力の対象主体が軍または軍籍を有する者である場合には開発協力適正会議に報告させていただいております。

あと、実施の段階におきましては、支援実施に当たりましては、資金協力等を行う際には先方政府と交換公文等の文書を取り交わしておりますが、その交換公文を締結する際に、附属文書等の形で、軍事目的に使用しないこと。これを確認しております。

そこまでで、約束したからいいでしょうということではなくて、3. の事後において。ここも、在外公館等を通じた検証・モニタリングといったものを実施する。この3段構えで、軍事転用が行われていないということを確認するようにいたしております。

御質問いただきました2点目はこの支援案件のモニタリング報告書。これが開示されているかというお尋ねと、3点目が対テロ支援・治安支援・海上保安能力強化の支援、それぞれの案件のモニタリング報告書。これらが開示されているかどうかという御質問をいただいているかと思います。

これらにつきましては、現在、モニタリングの結果というものを逐一、全て文書で公表することは行っておりませんが、一定の規模以上の案件につきましては、これは外務省のODA案件、事後評価を行うようにいたしておりますので、そういった中で結果を公表する。そういったメカニズムがございます。そういったメカニズムを通じて、適正性の確保、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ODAの実施に当たりましては、御指摘のとおり、国民の理解を得て実施していくことが不可欠であると私どもとしても考えておりますので、透明性・適正性というものはしっかりと確保していきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

今福課長、どうもありがとうございました。

それでは、谷山さんからいかがでしょうか。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。

いただいた資料を見ますと、軍及び軍籍を有する者に対する支援に関しては、主に軍籍を有する者に対する支援が多数だということがこれでわかるわけで、そういう意味ではかなり私たちとの共通の認識などを高めることができると思います。軍に対する直接の支援は軍楽隊と軍病院だということがありますので、大きな懸念案件がまだ上がっていないのかなということが少し安心はしました。

それと同時に、一方で対テロ支援、あるいは治安支援、海上保安能力向上支援に関しては、多額の金額を有するベトナムやフィリピンに対する支援もありますので、それを考えた時に、モニタリングの方法でいかにして人権配慮を徹底するかということについてはさまざまな困難点もあると思うのです。

この関連では、過去、これは2004年だったと思いますけれども、イラクで内務省に対する車両支援があった時に、これはかなり裏づけを持って内務省がいわゆる殺害、スンニ派に対する組織的な殺害にかかわっているという可能性が指摘されました。その際、ODAがそのような形で使われる可能性があり得るので、どのようにモニタリングするのか、評価するのかということで議論しました。それ以来、やはり治安部隊・治安組織に対する支援に関してはかなり細心の配慮が必要ですので、これまでのやり方ではなくて、それらの経験も踏まえて、どのような事前の基準づくり、あるいはそれ以前の、その国に対するガバナンスの把握及び評価等を徹底して、その過程の中でNGOの知見や現場からの情報を入れるかということについては、一緒に考えていくベースをぜひ作っていただきたいと思います。

これは長年の懸案ですので、難しさを感じていらっしゃると思う中で、何かお手伝いできればと思っています。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

谷山さんから御提案がありましたけれども、これについては開発協力大綱以降、幾つかのNGOも関心を持ってモニタリングしているところかと思います。もし、これに関連して御発言がNGOからあれば、先に伺ってから外務省にお答えいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、林さん、お願いいたします。

●林（アフリカ日本協議会 特別顧問）

アフリカ日本協議会の林と申します。

今、多発している紛争の中で、日本は調停を求められている。中立性のある国として非常に利点を持っているし、日本に対する期待が多い中で、この軍事支援ということがまたそういう多くの国の期待を裏切ることになるのではないかと感じているのですけれども、その

点に関していかがでしょうか。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございます。

それでは、もうお一方、武田さん、お願いいたします。

●武田（アフリカ開発研究会 代表）

アフリカ開発研究会の代表をしております武田と申します。

このSDGsの目標4のところに、質の高い教育をみんなにという目標がございます。これに関して、去年、韓国で6月に日本も参加しまして、慶州アクションプランというものを、この目標4に関してございました。もちろん、日本も参加いたしました。この中の一節に、教育資金を増やすためにはどういうふうにしたらいいかということで「Reduction of Global Military Expenditures」という一文が入っております。もし、このことに関して、具体的にどのような方法をとるといふ計画がございましたら、教えていただければと思います。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGO側からありがとうございました。

お答えいただける範囲でということになるかと思いますが、お願いいたします。

○今福（外務省 政策課長）

ありがとうございます。

最初は、2問目にいただきました御質問の軍事支援に関するお尋ねに対するお答えです。これは今、テーマとして軍に対する支援というのが報告事項3のタイトルとはなっていますが、誤解なきようにぜひともお願いしたいのは、ODAを軍事目的に用いないという、この大原則というものは、今の開発協力大綱でも昔のODA大綱以来、全く変わっておりません。

そういう中で、世の中の変化に伴って、例えば防災のところとか何か自然災害が起きた時に、国によっては軍組織がいろいろ活動したりとか、あと、先ほどの海上保安能力とか、そういったところにつきまして、軍の活動かもしれません。軍籍の活動かもしれませんが、軍事ではなくて、軍事活動ではないものに対する支援。そういったところでどういうふうに支援する可能性があるのかというのが今の議論でございますので、私どもがODAで支援してきておりますのは軍事活動ではないということはまず御理解いただきたいと思います。

そういった中で、先ほどお配りしましたこの資料の中ですと、例えば海上法執行能力とかテロ対策というものは、どちらかというところ治安分野、警察業務に近いところで、警察業務の延長線といったものを支援していくのが基本的な考え方でございますので、ODAを軍事目的に用いない。私どもとして、この大原則は一切変えておりません。

3点目の御質問でいただきました、SDGsの目標4の教育の部分にありました軍事予算のリダクションというお話につきまして、これは同じように、私どもODAの部分でやっておりますのは軍事支援でないということが1点。

あと、私どものODAでできますのは、以前もひよっとしたらお話ししたかもしれないので

すが、私自身の経験といたしまして、アフガニスタンの復興支援をやる際に、その時に彼らの軍事活動をするような人たち、具体的にはアフガンの場合、タリバンですが、こういった人たちが戦争の現場に戻っていかないようにするために、むしろ教育で、タリバンの小学校、マドラサを彼らが持っていて、そこで教育を受けていたのですけれども、そうではなくて、そういうイスラムの、タリバンの学校ではないような、そういった私どもの西洋型の教育というものが全体のスタンダードかどうか、そこは議論があるかと思いますが、そういったものをUNICEF等と協力して、そういったところに資金を投入していくことによって、兵隊として戻っていくのをなるべく減らしていく。そういう使い方をODAの世界ではやらせてきていただいております。そういったものが全体のSDGsの教育の目標を達成する、その一助となるのかなというのが私としては考えております。

最後に、最初に谷山さんからいただいた御質問につきまして、これはなかなか、先ほどおっしゃっておられたとおり、長年の、まさに2004年当時というのは恐らく、私が無償資金協力課でいろんな支援をやっていた、そのころだと思います。当時からそのような議論があったというのはおっしゃるとおりでございまして、なかなか、この分野の悩ましいのは、私どももやはりODAで供与したものが人権弾圧とか、そういったものに使われるという、これは絶対避けるべきだと思っていますし、ぜひとも避けたい。そうして考えますと、何らかのものをそうやって供与する際には事前に先方当局と相当詰めます。相当議論します。そういった中で供与してきているのが今日までのこういった治安分野等の支援なのだと思います。

実際に、それをどのようにチェックするか。ここの部分は、私どもも何度も先方の実施機関とやりとりをした上で何とか担保していきたいと思っている中で、ここは皆さんも御承知かと思いますが、結構、治安当局の方々というのは治安当局の人と基本的にはお話をしたいということがあって、外交当局の人間は外交当局と話をしたいというものがあるのです。そういった中で、どのような形でいろんなステークホルダー、プレーヤーが集まって、一緒になって議論することができるか。そういう土壌をどうやって作っていくかというのは非常に、おっしゃるとおり、物すごい難問だと思います。

ただ、私もそのとおりだなと思いますのは、今までずっとそれだったからそれでいいだろうというわけにはいかないと思います。そこでどういった手法、どういった段取りをつければ話ができるのかというのは、それはぜひともNGOの方々も現場で、フィールドで活躍しておられますので、そういったところの御知見というものをいただければと考えております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

谷山さん、手短にお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

わかりました。

ありがとうございます。誠実にお答えいただいたと思います。

軍に対する支援を解禁しても、軍事目的の支援はしないのだということをおっしゃってくださった。これはある意味で、表向きはという言い方はおかしいですけども、かけ声としてはとてもいいと思いますが、内実的にはそんな簡単なものではないということは御存じだと思います。軍に対する支援は、たとえ人道支援であっても、人道と民政を現場レベルで分けることはできないということが各国の現場の事例から上がっていきまして、それをどうやったら本当に分けた上で軍事に使われないようにするかというのは不断の努力、現場からの意見、特に現場の市民社会からの意見をいかに取り入れるかということが重要になってきます。そのパイプとしての私たちの役割がある。

それは治安支援に関しても全く同じです。フィリピンにおいても、警察に対する支援が場合によっては市民社会に対する弾圧につながりかねない。あるいは実際につながってなくても、そう思われるということはODAにとって大きなマイナスですので、そういう意味でも市民社会からの声をどういうふうに反映するか。それに関して私たちはお手伝いできると思いますので、よろしくお願いします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

非常にハードな問題ですが、今後も引き続き議論が続いていくものと思います。

それでは、ここから協議事項に入りたいと思います。

協議事項の1点目「2017年開発協力重点方針～SDGs時代のODAのあり方について」ということで、大野さんから問題提起をお願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

セーブ・ザ・チルドレンの大野と申します。よろしくお願いいたします。

今日の議題は、セーブ・ザ・チルドレンというよりは、セーブ・ザ・チルドレンも参加しておりますSDGs市民社会ネットワークからの議題ということでお話しさせていただきたいと思います。

まず、議題を始める前に、特に地球規模課題総括課の皆様においては、HLPFの準備、SDGsの啓発・広報等、本当にありがとうございます。

あと、この間、閣議決定されました「骨太の方針」にも持続可能な開発目標、SDGsがきっちりと明記されたことを非常に喜んでおります。SDGs主流化の大きな一歩として、市民社会としても非常にありがたいといえますか、すごくうれしいことだと思っております。ありがとうございます。

その上で、SDGsの中でも、ここはODA政策協議会ということですので、日本としての開発協力の重点方針というものをもっとSDGの時代に今後どのように変えていくべきかということを中心的にお話しさせていただければと思っております、実はこの議題は6月に開催されました全体会議でも頭出しで議論させていただいた内容でございます。

その際に、この開発協力重点方針の一番大きな頭に、ODAが国益に資する開発協力であるという、国益論というものが前面に出てきたことに対してNGOとしては懸念を持っていると

いうことをお伝えしたかと思います。殊にODAに関して言うと、SDGsは本当に何でもSDGsなので、恐らく全てのODAがSDGsに資するものだと思うのです。ただ、やはり限られたODA予算ということもありますし、何を日本のODAのSDGsの達成に向けて優先するかという政策議論が今後ますます必要になるのかなと思っています。

ただ現状、恐らく、ここの議題にも書かせていただいたとおり、いわゆる国家戦略としてのインフラシステムの輸出戦略であるとか、GDP600兆円達成であるとか、そういう国策が一方である中で、ODAもそうしたものにどんどん使っていきたいという流れにあるかと思っています。

ここにも書かせていただいたとおり、やはりその一つとして、日本企業の技術を生かした経済インフラセクター支援というものが増大してきているということと、やはりDACからも指摘されていますように、アンタイド比率が流れとしては低くなってきているということがあるかと思います。

日本がとても優秀な最先端の技術を持っていて、途上国、特に新興国がそうした日本の技術を使いたいとおっしゃっていること、あるいは日本のODAそのものが有償中心であるといった現実的な部分があって、経済インフラ中心の質の高いインフラというものが中心になるということを十分に理解した上で、ただ、SDGsが誰一人取り残さない、包摂性を重点に置いているという部分においては、やはりもうちょっと、より大きく日本が掲げてきている人間の安全保障というものに今後は軸足を移していけないかということがまず1点です。

もう一点は、特にODAの出し先なのですけれども、いわゆる後発開発途上国、LDCに対する支援というものが、これまでもそうなのですが、日本の場合は若干少なくなっている。そちらのほうの配分の増額、もちろん、ODA0.7%の達成も含めてなのですけれども、LDC向けの支援の増額プラス、中所得国向けの支援に関しましても、インフラ支援が中心になっているかと思いますが、中所得国間の中の格差も非常に大きな問題になっておりますので、そうしたところの格差を縮めるような、丁寧なODAの支援にもう少し注力をしていただけないかということを考えております。

こちらは、すみません、カラーでやっていただいて、お金がかかったと思いますけれども、カラーで書かせていただいた提案部分です。これはあくまで一案なのですが、現状の重点方針を簡単に3つに分けていますが、外交政策の推進、テロ対策の推進、質の高いインフラをやっていく。これ自体に関して、これを全て、例えばやめろとか、全く問題であるということを申し上げるつもりはございませんが、もう少しODAをSDGsの達成、しかもその中でも貧困と格差を生み出すような構造の変革であるとか、あるいは人権の確保・尊重、質の高い社会開発、先ほども出ました質の高い教育であるとか、包摂的な経済成長というもの、人間の安全保障の確保をよりダイレクトにできるような支援に軸足を移せないか。あるいは今の難民の問題も大きくありますけれども、緊急人道支援等々も日本に対する期待が非常に高いと思います。そういう部分にもさらに注力をしていただけると非常にあり

がたいなと考えております。

2つ目ですけれども、SDGs推進の円卓会議やさまざまな意見交換で申し上げておりますが、やはり三分野統合を確実にするような仕組みを、恐らく、どの国もまだ確立はされていなくて、模索していらっしゃる部分かと思いますが、日本としてもさまざまなアカデミアの皆様や専門家の皆様や、あるいは私たち市民社会からの意見等も取り入れていただきながら、何かしらの形でこういった三分野統合の検証のシステム、チェックシステムみたいなものを作り上げるようにはできないかということの一つ御提案させていただいております。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、ただいまの大野さんからの御発言を受けまして、最初に外務省国際協力局政策課の今福課長から御発言いただいて、それから、地球規模課題総括課の横地課長からレスポンスをお願いいたします。

では、今福課長、お願いします。

○今福（外務省 政策課長）

ありがとうございます。

非常にいろいろな、広範な御質問をいただきまして、必ずしも全部ピンポイントでお答えできるかどうかわかりませんが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、SDGsに軸足を置いた支援という考え方ですが、これは前回の全体会合の時も若干お話しさせていただいたかと思いますが、私どもSDGsの分野、いわゆる昔でいうとBasic Human Needsと言っていた分野というものは非常に引き続き重視をしてやってきております。

実際にSDGsは、今日、横地課長にも来てもらっていますので、後で補足してもらおうと思いますけれども、政府として全体の本部を立ち上げて、それで実施方針も作って、政府全体としてやっていくという機運が今、出ております。

あと、先ほど比率の話で無償・有償の話がございましたけれども、どうしても、ある程度発展した国というのは、日本のODAの基本的な思想というものはどこまでも丸抱えで全部支援してあげるのではなくて、やはり日本の支援というものは食べ物を単にあげるのではなくて、魚のとり方。そういったものを教えるという支援でございますので、どこかで自立してもらう。そういった基本的な発想、考え方がある。そういう支援になっております。なので、ある程度発展したところは円借款を活用して、LDC等の貧困国には無償資金協力をというのが基本的な構造だと思っています。

前回の全体会合の時に、LDC向けの支援の話、私のほうからデータ紹介をさせていただきましたのは、大体、全ODAの実績値の20%がLDC向けだというふうに申し上げました。ただ、これは技術協力とか無償資金協力、有償資金協力、全てをひっくるめた額でございますので、今回、そういえばこの間、20%という数字しか言わなかったなと思ったので、内訳を準備してみました。それで見ると、LDC向けの無償資金協力というものは40%ぐらいで、無

償資金協力予算の40%はLDCに向いている。あと、技術協力はいろんなところに行くのですが、25%程度という割合になっております。

そうして考えると、今、申し上げた低開発のまだそれほど進んでいない国につきましては無償資金協力。そういったものを多く投入する傾向は引き続き我々としても実施しているというのは1点言えるかと思います。

あと、インフラ関連の支援との関係なのですが、私ども、従来型といいますか、昔からのいわゆるBasic Human Needsとしてやってきている保健とか医療とか教育といったものは当然大事ですし、ただ同時に、ある程度、社会開発をしようと思った場合に、基礎的なインフラというものは整えてあげないといけないと思うのです。それは社会インフラだけではなくて経済インフラも含めて、例えば病院へ行こうと思ってもろくな道路がなくて、自分の家から近くの病院まで行こうと思ったら車で6時間かかるのですというところを、幹線道路を整備してあげることによってよりアクセスしやすくなるとか、あと、水道にしてもそうだと思うのですが、そういったものもあわせて支援していく必要があるのではないかな。

実際、SDGsの中にも、御承知のとおり、インフラ整備も入っておりますので、私はSDGsとインフラというものは必ずしも相反するものではなくて、両輪として実施していくべきものではないかと考えております。

大体、そんなところかなと。あとは横地課長のほうから。

○横地（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

補足的に、トレードオフあるいは原則への抵触をチェックするメカニズムの必要性について御提起がございました。

御案内のとおり、SDGsの実施指針では経済・社会・環境の統合的解決の視点を持って取り組むことを実施の原則として掲げております。例えばこの点で申し上げますと、このODAの実施に当たっては、環境の現地社会への負の影響を回避するよう、従来からJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいてやってきている。その配慮を確保してきているところでございます。

足らざるところはあるかもしれませんが、一定の機能をしていると我々は思っていて、引き続き、そういったトレードオフ関係にならないように、また原則等へも、どうなっているのかというものもよく見きわめながら案件を形成し、そして現場で実施していく。そういったことが重要だと思っております。

SDGsの時代に入って、そういう意味ではいろんなことに配慮をしなければならないというものの気づきの機会となっているかと思えます。また、国際協力のみならず、国内の実施においてもそういったことを発端としてといいますか、取っかかりにして、いろいろなことを考えるいい機会になっているなと思っています。近く、ハイレベルの政治フォーラムがあって、日本の取り組みを発表してくることになっています。これを奇貨としてなのですが、より一層、SDGsオリエンテッドな国際協力のあり方について、皆様方との議論を

深めていければなと思っています。

ありがとうございます。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

今福課長，横地課長，前回の全体会議に引き続き，お答えありがとうございます。

それでは，大野さんからレスポンスがあればお願いします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー担当）

詳細な説明，ありがとうございました。

私も多分，おっしゃるとおり，インフラが問題だというふうには認識しておらず，インフラは絶対に必要ですし，それに輪をかけて質の高いインフラということで，環境や人権に配慮したインフラというものを進めていただいていることに関しては非常にありがたいことだと思っています。

ただ，やはり今回，実はこの質問を出させていただいたのは，SDGsは一応，変革がタイトルになっていて，Business as usualではちょっとまずいですねということもありまして，その中で逆に外国のNGOの方と話をしていると，日本は人間の安全保障を推進してきているし，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジもやっていただいているし，Leave no one behindも非常に前面に出していただいている，すばらしいではないかという評価を受けることがあります。實際上，それは非常にありがたいことだと思っています。

ただ，内情，具体的にOECDのDACのレポートなんかを見ると，では，日本がどの程度，本当にLeave no one behindの視点でODA政策を変えてきているかというところ，正直，先ほども申し上げたとおり，それが国策に引っ張られている部分もしようがなくあると思うのですけれども，やはり日本の技術をどんどん外に移転していきましょうというような輸出戦略的な部分がどうしても見えてしまう部分に懸念を表明したいというところです。

もちろん，日本のODAの仕組みそのものが有償中心になっているというところの制約も非常にあると思うのですけれども，インフラを中心にするという流れの中でももうちょっと，例えば日本の国益を狭い，短期的な国益ではなくて，長期的な格差の是正であるとか，途上国の国内の例えば税制での支援であるとか，格差是正のための国の制度の支援であるといったSDGsのLeave no one behindに実質的に，よりダイレクトにアポイントするようなODAの重点方針に今後，外務省としても力を入れていただけないかという御提案でございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

今福課長，お願いします。

○今福（外務省 政策課長）

ありがとうございます。

今，御指摘いただいたとおり，まさに誰一人として取り残さないというのと，人間の安全保障の観点。これは今年の，平成29年度の予算の重点方針の中でもSDGsは，3つの柱を立てているのですけれども，その真ん中に1つ，SDGsとしてどかんと据えていて，これはこれ

でしっかりやっていく。

それで、統計上出てくる数字なのですが、これは先ほどおっしゃられたとおり、どうしても経済インフラ案件は一件一件が大きくなってしまっていて、無償資金協力、技術協力のいわゆる、まさにBasic Human Needsの部分にアドレスするのに主力として使っているお金というのは、予算額はここ数年微増という状態、横ばい状態になっています。そういう中で円借款のほうは、これは貸し付けのお金であることもありまして、その金額がどうしても伸びてしまうので、全体の比率からいうとすごく、そちらのインフラのほうがわあっと伸びていて、こちらのほうがないがしろになっているのではないかと。そういう印象を与えてしまうのかと思うのです。

ただ、この無償・技協の部分では、これはこれで先ほどの制度整備支援とか、そういったものもJICAも一生懸命やっていますし、我々として引き続きしっかりとやっていかないといけない部分だとは思っています。そういったところもしっかりやっていますということを御説明できるようにしていきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGO側、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、この件も全体会議以降、今回も続いた議題でしたけれども、今後もいろいろ実質化のために議論していただければと思います。

それでは、協議事項の2番「持続可能な開発目標（SDGs）の地域展開について」ということで、これは地域の中間支援組織のNGOから提案がございました。

それでは、加藤さんと西井さんからそれぞれお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

SDGsの時代に入りまして、私ども地域の国際協力NGOも、単に地域にあって国際協力活動をする団体というだけではなくて、地域にある課題、さまざまありますけれども、それと国際的な課題、あるいは海外の課題、こうしたものをつなげて、地域の皆さんに説明をして、一緒に取り組んでいくための団体ということの役割が徐々に求められるようになってまいりました。そういう中で、私たちも地域にあって、国際協力だけに取り組むということだけではなくて、地域におけるSDGsの実施展開、こういったものに国際協力に取り組む立場から貢献をしていかなければならない、あるいはそういう役割を期待されるという場面が増えてきたということは、この協議会でも福岡開催の際、あるいは6月の全体会議の際にもお話をし、また、外務省さんともいろいろな点で課題があるということを共有してきたところかと思っております。

その際に、なかなか地域の中で、このSDGsへの取り組みということで、マルチステークホルダーであれ、あるいは市民社会のほうであれ、なかなか事例がまだなくてという話をしておりましたけれども、昨今になりまして少しずついろいろな事例が出てまいりまして、

今回、例えば資料をつけさせていただきました、滋賀県であれば県ぐるみでこれに取り組んでいこうということを進められておりますし、こういった地域ぐるみ、あるいはマルチステークホルダーでの取り組みに対応するような形で市民社会の側としても取り組みをしていこうということで、例えば東海地方などでは伊勢志摩サミットの枠組みというものをうまく使いながら、継承しながら取り組みを進めておられます。

その点について、西井さんのほうから御説明をお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンターの西井です。時間もあまりありませんので、かいつまんで東海地域での取り組みについて御報告したいと思います。

まだまだSDGs、地域社会の中に浸透するという部分ではゆっくりとした歩みで進んでいるのかなと思っています。その中で私たち国際協力NGOの中間支援団体として、あるいは今、紹介していただきました東海市民社会ネットワーク。これは東海3県のNGOやNPOの政策対話をテーマにしたネットワークですけれども、そういったところでも少しずつ取り組みを進めているところです。

東海市民社会ネットワークにおいては、研究会ですとか、1周年記念事業においてSDGsについての地域展開に関するシンポジウムを開催するなどをしております。また、名古屋NGOセンターにおきましては、企業との連携。SDGsを軸にして、企業とどう連携するかというところへも視点を移して、来年あたり、シンポジウムを開催しようという準備も進めているところです。

それから、地域のNPO、社会的責任について考えるNPOですが、そちらでも多文化共生と災害分野のNGOを招いて、SDGsをテーマに話し合うという取り組みも行われています。まだ数としては少ない状況であります。

ただ、そういうことをやっていく中で幾つかの限界あるいは壁といいますか、進めていく上での困難さみたいなものも感じていまして、それを今回、今日のペーパーの2枚目の上のほうに限界と課題というふうにまとめさせていただきました。また、これは私どもの議論しただけの部分での限界あるいは課題ですので、これはもっと他にもあるかもしれません。

とりあえず限界に関しては、ここに4項目、情報が不足しているですとか、あるいは一般市民社会への浸透が不足しているですとか、SDGsの評価指標が不明確であるとか、多様なステークホルダー間の連携が不足しているということを感じながら取り組んでいるところです。

課題としては、ここにありますように、NGO/NPO側の実施体制を我々の中でも築いていかなくتهはいけないであろうと感じておりますし、また、市民社会と企業、行政との共同の枠組みもこれから必要でありますし、そういった地域での動きに対して政府でも何らかの役割を果たしていただけるならばより促進されるであろうと思っております。また、その中の重要なものとしては、SDGsの実施を促進していくための資金的なメカニズムについても

考えてもらえればいいかなということを課題として考えているところです。

以上です。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

以上のような、私どもが地域のほうで見てきた、さまざま出てきた事例ですとか、実際に体験をした事例などを踏まえまして、今回、国際協力NGOの立場で、あるいは国際協力にかかわる者として、SDGsの地域展開に向けてどんなことができるのかということで、今回は何か提案・要望ということではなくて、今後に向けた一つ、私たちとして考えたアイデアというものを少し共有させていただいて、また外務省さんにも御意見なりお考えをお聞かせいただきたいということで4. のところを掲げさせていただきました。非常にSDGsが幅広なので、政府全体、外務省、そして協働でということで書いておりますが、ここは外務省との定期協議ですので、3点に絞って説明をさせていただきたいと思います。

まず1つが、これは全国レベルでも円卓会議などマルチステークホルダーの枠組み・取り組みというものが進んでおりますが、当然、地域でもこのマルチステークホルダーの枠組み・取り組みというものが必要になってまいります。ただ、やはり市民社会の側はなかなか、そこにまだ制度的・政策的な提言をしていかれるだけのパワーを持っていないので、それに対応する市民社会の側のいわば「アドボカシー・プラットフォーム」のようなものを少しずつ形成していかないといけないのではないかなというのを東海地方の事例などを見ても思っております。

ここは1つ、市民社会の課題なのですが、なかなか国際協力以外の分野のNGO/NPOの皆さん、なかなか分野ごとのネットワーク化などが日本では進んでいない現状がある反面で、国際協力の側は全国にネットワークNGOがあるように、その点で一日の長を持っております。そういった点で私どもがひとつ、それぞれの地域へのプラットフォーム化に起爆剤として動けるような何かサポートを、あるいは御協力を御一緒にしていただければなということも考えております。

2つ目なのですが、同時にそういったプラットフォームやマルチステークホルダーの対話をやるのはいいのですが、その質をどういうふうに担保していくかということも非常に重要になってまいります。その点で実は私ども、このNGO・外務省定期協議会のこれまで進めてきたいろいろなやり方、あるいはノウハウ、こういったものが非常によいソフトになるのではないかなと思っております。なかなか地域を見ますと、こういった形で対等に議題を出し合って議論して成果を一緒に伸ばし合おうという行政とNPOの対話の場はなかなかまだ、言うはやすしで、作るのはなかなか難しいというところがありますので、この部分もぜひ積極的にNGOと外務省さんで協力をしながら、こんなこともできるのだということを国内あるいは地域展開においてもアピールをしていただければなと思っております。

最後に3つ目なのですが、そういった取り組みを行うに際しても、やはり現実問題として資金やリソースも必要になると思われます。あるいは市民社会として活動ができる環境整備も必要です。そういった意味で、SDGsの時代にふさわしい資金メカニズムである

とか、政策環境、市民社会が活動しやすい環境をどういうふうにするのか。これは全体合
合の際も今後、一緒に議論していきましょうねということで、連携推進委員会も含めて少
しお話もあったかと思うのですが、この点に関してもいろいろとアイデアと、それを実際
に取り交わす場をぜひ持てたらということ 아이디어として考えております。

こういったことを少しお聞きいただいて、また外務省さんからもアイデアなり、今後ど
ういうふうに進めていこうかということでアイデアをいただければと思っております。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

関西NGO協議会の加藤理事、それから、名古屋NGOセンターの西井理事長より御提案、お
話をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、外務省側から、最初に地球規模課題総括課の横地課長より御返事をいただい
て、それから、一部、民間援助連携室の関室長より発言をいただきたいと思います。よろ
しくお願いします。

○横地（外務省 地球規模課題総括課長）

地球規模課題総括課長の横地でございます。

地方展開について、いろいろ御意見を承ったと思います。地方展開がなぜ必要なのか。
それは、SDGsは国内実施において主体となるというか、非常に重要なアクターはやはり地
方公共団体であり、地方に展開する企業さん、あるいは市民社会の皆様方、一般市民だか
らだと思います。そのネックになっているのが、まさに認知度をどうやって向上させるか
ということです。

私、この半年間、結構真面目に悩んで、今日まで迎えております。引き続き、悩まざる
を得ないなと思っているのです。以前にも申し上げたかもしれないのですが、我々
のキャパシティーだけでも足りないし、皆様方のキャパシティーも最大限活用したい。そ
ういった中で、それぞれのフロントでどのようなことができるのか、ともに考えていき
たいと思っています。

地方展開については、我々、政府として最大限重視していることは間違いありません。5
月の円卓会議においても地方展開を取り上げております。また、6月の推進本部でも地方展
開を強力に進めるように指示をいただいております。また、民間セクターの取り組みを推
進するようにとも御指示をいただいております。その関連で表彰制度というものを創設するこ
とを決定しております。

また一方、実は我々が心配する前にですけれども、先ほども言及がございましたが、地
方で滋賀県あるいは大津市、北九州市、そういった各都道府県、各市町村の方々がいろん
なシンポジウムをやっていておって、我々も参加をしています。また、御案内だと思
いますけれども、岸田外務大臣は6月初旬に金沢に出張いたしまして、SDGsを取り上げて
講演をしています。こういった自治体が増えていくよう、我々としてもいろいろな知恵を
絞っていかねばいけない。今、その努力をしているところでございます。

こういった地方を含めまして、今回、先ほどもちょっと言及しましたが、7月17日の国連ハイレベル政治フォーラムにおいては十分発表できればなと思っております。今後、いろんな機会を捉えて、我々も企画をし、SDGsの普及啓発を皆様方とともに、さらに推進していきたいと思っています。

ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、関室長、お願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

外務省民間援助連携室長の関でございます。

外務省とNGOとの定期協議会というのは市民社会と政府との対話のグッドプラクティスであって、また、ODA政策協議会及び連携推進委員会は原則1回、地方で開催してきております。このSDGsの地方展開に当たりまして、御提案がありましたように、NGO・外務省定期協議会の地方展開ということでも活用していただければと思います。

以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

外務省からお答えありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、加藤さん、いかがでしょうか。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

私どもも同じように、なかなか、この地方展開、もともと私どもも国際協力NGOなので、その国際協力NGOが地方の中で、地域の中で何ができるかというのは私たちにとっても新しいチャレンジでありまして、非常にキャパシティも限られた中でどういうふうに進めていくのかというのは本当に私たちも悩ましく、今回もアイデアとして書かせていただいたのは、本当によりよくお互いに試行錯誤していければなということも考えておるところでありまして、そういう点でも今後も引き続きアイデアを取り交わしていただきたいなと思っておりますし、今日はJICAさんも来ておられて、JICAの地方機関の皆さんとも、この件に関しては御一緒に悩みつつ歩んでいる状況でもありますので、ぜひ、私たちも少しずつ具体化をしながら、また御協力いただける部分についてお願いもしていくということで進めていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたしたいと思っております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

よろしいでしょうか。NGO側から本件よろしければ。

西井さん、お願いします。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。

先ほど、横地さんから「非常に悩みながら半年間やってきた」「これからも悩んでいきます」というお話がありましたけれども、私どもも同じように、多分同じような悩みを持っ

ているのだろうなというふうに日々感じております。本当になじみのない言葉で、これを一般市民社会の中へ広めていくことには相当時間がかかるだろう。その中で国際協力NGOとしてできることを少しずつというところが私たちのスタンスであります。

横地さんの言葉の中にNGOのキャパシティを活用したいという言葉がありましたので、ぜひそのあたり、一緒に私たちとも協力してやっていきたいと思っておりますので、何か一つ対話の窓口でも作ることができればというのが今、感じている率直な感想です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

横地課長ですが、急用が入っております、もともと違う時間帯で外してこの会議に入ってくるという話だったのですが、幸いといいますか、この時間に來られたのですが、またその急用の関係で出てしまいました。すみませんでした。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ありがとうございました。

それでは、この件については、引き続きSDGsを国内で実質化していくためにどうするかという議論が続いていくものと思います。外務省側、NGO側、それぞれ議事の進行に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、本日最後の議題となりますけれども、協議事項の3番「市民社会スペースについて」ということで、谷山さんからお願いいたします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

すみません。今日は議題を2つも提案してしまいましたが、これも6月6日の全体会議からのフォローアップですので、少しずつ議論の積み上げができればよろしいかなと思っております。

市民社会スペース、漠然としたテーマのように見えますけれども、今回は少し具体的にこちらから質問を出させていただいて、そのやりとりの中で、どうしたら世界中で今、起きている市民社会スペースの狭隘化、あるいはひどい事例においては市民社会活動に対する弾圧。これに対してNGO側も外務省側も対処していけるのかという話が進められればよいなと思っています。

この背景のところに書いてありますのは、私たちが共同で提出しましたG20に向けての声明、提案書の一文を引用しておりますけれども、G20参加国、ドイツを除いて全ての国でやはり市民社会組織がますます縮められているということを書いてあります。これは日本でも例外ではありませんで、NGOを含む市民社会組織の活動がますますしにくくなっているという現状があります。この現状をNGOも外務省の皆さんも目をしっかり見開いて、共通の認識が得られなければかなり危ないと思っています。ここにそごがあったら、一体あいつらは何を言っているのだという話で終わってしまいますから、この認識がなければ話にならないと思います。

それで今回、4つの論点を提示させていただきましたけれども、そのうちの3点は、この

市民社会スペースに関しての国際的な議論の中で日本のスタンス、特に外務省に関連する範囲において、どのような方針を持っていられるかということの質問です。これは論点のうちの①、②、④がそういう観点からの質問です。3点目に関しては、これはODAに直接かわることです。簡単に4点、説明あるいは質問を明確化させます。

1点目においては、これは2000年に発表されたパリ宣言、援助効果向上のためのパリ宣言を受けて、その後、2年に1度ぐらいのペースでア克拉だとか釜山で行われたハイレベルフォーラム。この中で、援助効果を向上すると同時に、政府の援助だけではなくて市民社会組織そのものの開発効果も含めて、いかに向上させていくかという議論がなされ、その中で市民社会組織の開発効果が高まるためには、その環境が必要であるとされました。これがenabling environment、いわゆる政策的・制度的環境というものであります。

それと、ここで言っている市民社会スペースというものは一体的な存在としてCSOの間では認識されています。これはただ単に基本的な自由権ということだけではなくて、CSOを支援するに当たっての過剰な条件を課していないかとか、取引コストがあまりにも膨大にかかり過ぎて、本来のCSOの活動ができなくなっていないかとか、支援するに当たっても長期的な透明性のある、あるいは予測可能性のある資金的なコミットメントをしているかどうかとか、そういったことも含まれた概念になっております。

そういう意味において、日本の中ではNGOもこれから一緒に、外務省さんと日本のNGOに対してどういう政策環境の担保が必要か、できるのかという議論も関係してきますし、海外に対する、市民社会組織に対する支援、あるいは海外に対する、政府に対する支援においても、この市民社会組織の政策環境、あるいは市民社会スペースが担保されるのはとても重要な議論になっているので、一番初めに質問として置かせていただきました。

2番目は、これはSDGsの時代になってからですけれども、日本政府が130の国で構成されるCommunity of Democracies、日本語で何と言うかわかりませんが、アメリカを中心として民主主義を普及するための国際組織として設立されましたけれども、そこに日本も理事として参加し、かつここで市民社会スペースにも関連する目標、SDGsの目標16をもう少し明確化した方針として落とし込むための補助指標づくりを行うようになった。これを日本政府が支援している。金銭的に支援しているし、このワーキンググループ会合に日本政府も参加している。外務省も参加しているし、JICAも参加しているという、これは私、一つ驚きですけれども、こういう中で日本のNGOとも今後、市民社会スペースの確保についての協力関係ができるのではないかということでの質問です。

3番目はODA案件について、いかに市民社会スペースが阻害されるものをODAにおいて回避するか。これについて、どのような対処方針を持っているかということと、今後に向けてどのようなトラック、どのようなテーマに絞り込んだ上で議論が可能なのかということの質問をさせていただいております。

最後に、これは先ほどのSDGsの問題とも関係しますけれども、実施指針において、本文中ではCSOとの連携ということが重視されている文言がありますが、実際には項目として落

とし込まれていない中で、今後、2019年の改定に向けて、NGO/CSO側と市民社会スペースの確保という点において話し合いをすることができるかどうかということについて御質問させていただきたいと思います。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

谷山理事長，どうもありがとうございます。

では、最後の議題に関する論点として、4点に対して外務省側からお答えさせていただきたいと思います。

それぞれ関係各課が変わっておりますが、最初のところに関しましては開発協力企画室の小林室長から、2番目のCommunity of Democraciesに関しましては総合外交政策局人権人道課の田村首席事務官から、3番目のODAの立案や実施において市民社会スペースへのネガティブ・インパクトの回避につきましては国際協力局事業管理室の川口室長より、最後のSDGs実施指針につきましては地球規模課題総括課の石塚首席事務官よりお答えをお願いしたいと思います。

では最初に、小林室長よりお願いします。

○小林（外務省 国際協力局 開発協力企画室 室長）

谷山さん，どうもありがとうございます。開発協力企画室の小林でございます。

国際協議の場で、特にGPEDCについてなのでございますけれども、昨年12月に開催されて、日本も参加しましたハイレベル会合というものがナイロビでございまして、そこでは市民社会組織のみならず議会や地方政府、それから、ビジネスセクター、財団、労働組合など、いわゆる開発協力にかかわる多様なアクターがより活動しやすいような政策的・制度的環境を整える努力をこれからも行っていくべきだということで合意されております。

その観点から、GPEDCにつきましては、これらの多様なアクターが参加した対話の場を各途上国へ、カントリーレベルと言っていますけれども、そちらにおいて設けることも一案だということで、今、検討されております。我が国はこの検討グループに入っているわけではないのですが、GPEDCの運営委員会のメンバーでございまして、運営委員会のメンバーとして、こういう動きをサポートしているということでございます。

これらのことによって、先ほどありましたパリ宣言、それから、釜山の話もありましたけれども、市民社会組織を含めた多様なアクターがオーナーシップ、それから、成果重視、包摂的なパートナーシップ並びに透明性と説明責任という、効果的な開発協力のための原則にのっとった活動がよりよく行われるようになることを期待しているところでございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

小林室長，どうもありがとうございます。

次に、総合外交政策局人権人道課の田村首席，お願いいたします。

○田村（外務省 総合外交政策局 人権人道課 首席事務官）

人権人道課の首席事務官をしております田村と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの御質問で、Community of Democraciesの話がございまして、私からお答えさせていただきます。

日本語で何と言うのかでございまして、民主主義共同体と我々は呼んでおりまして、御存じのとおり、国際社会において民主化を促進させることを目的とした政府間フォーラムでございまして。

その意思決定機関として運営理事会がございまして、先ほど谷山さんからおっしゃられたとおり、日本も含む計30カ国が現在、理事国として、この運営委員会を開催しております。現在、米国がこの民主主義共同体の議長国を務めておりまして、次の閣僚級会合も今年の9月にワシントンで開催される予定です。

先ほど御指摘いただきましたとおり、今回組上に上っているのはSDGsの目標16に関連するものです。目標16自身は、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進して、そして全ての人々に司法へのアクセスの提供、効果的な説明責任のある体制を作ることですが、おっしゃられたとおり、それだけでは必ずしも明確なものではない。では一体、どういう形で各国がそれを達成しているのか、していないのかということを示すための補助的な追加指標を作成する作業をまさにここで行っています。

我が国もちろん、市民社会の関係者の皆様を含みまして、専門家会合等々において積極的な貢献をしております。開催費用の拠出について、先ほど言及いただきましてありがとうございます。外務省の職員、JICAの専門家も派遣しまして、我が国からはNGOの関係者も含めて会合に参加した次第であります。

先ほど、日本政府が会合に参加しているのは驚きだとおっしゃられましたが、自由・民主主義、基本的人権の尊重といった価値は、こうした国々や日本自身の基本的な方針でもありますし、そういった基本的価値を共有する国々と連携を強化していくことは我が国自身にとって極めて重要な方針でもございます。

SDGsの目標グッドガバナンス、あるいは法の支配といった根本的な重要性を強調するものですから、政府としては引き続き民主主義共同体の活動に貢献するとともに、人権理事会他、国際場裏における市民社会スペースを確保していく。そういった議論にも引き続き積極的に参画していきたいと考えております。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

田村首席、どうもありがとうございます。

それでは、3点目でございまして、国際協力局事業管理室の川口室長よりよろしくお願いいたします。

○川口（外務省 国際協力局 事業管理室 室長）

どうも、谷山さん、こんにちは。

3つ目の御質問に関してですけれども、事前にクラリファイさせていただいて、御質問に関しましてはJICAの環境社会配慮ガイドラインについてお答えするという事で承知して

おります。

まず、開発協力を実施するに当たりましては、その影響を受ける現地住民の理解は重要です。外務省としましては、環境や現地社会への負の影響を回避するよう、従来からJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて、第三者委員会の助言を踏まえつつ、その配慮を確保してきています。

これまで住民・市民社会組織等から異議申し立て等がなされた案件については、JICAで同ガイドラインに基づいて、第三者による審査も経て処理が行われたと承知しております。今後も申し立てに適切かつ丁寧に対処していくことが必要であり、JICAにおいて同ガイドラインがしかるべく運用されることにより、環境社会への配慮を不断に確保していきたいと考えております。

その上で、今、総論としては申し上げたとおりなのですが、今日はJICAの方々はオブザーバーということですので、かわりまして簡単にガイドライン上の規定といいますか、仕組みを御紹介します。

1つ目の御質問に関しましては、相手国等はカテゴリーAプロジェクト。これは重大で望ましくない影響のある可能性を持つプロジェクトでございます。それから、カテゴリーBプロジェクト。これは望ましくない影響がカテゴリーAに比して小さいプロジェクト。これらについては、必要に応じてプロジェクト名、国名、場所、事業の概要、カテゴリー分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容を、情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて、現地ステークホルダーと協議を行う。JICAはそれを支援して、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させるという規定になってございます。

それから、相手国等は、こうしたプロジェクトに関しまして報告書案を情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議を行う。JICAはそれを支援し、協議の結果を最終報告書に反映させるとしてございます。

2つ目の御質問に関しましては、ガイドライン上は第三者等から環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JICAはその指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて相手国等による適切な対応を促すということになってございます。

さらにJICAは、環境社会配慮に関し、事態の改善が必要であるとJICAが判断した場合には、あらかじめ締結された合意文書に基づき、相手国等に対し適切な対応を要求することがあるとございます。

3つ目の御質問の、aに関しましては、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立て手続要領に基づきまして適正に対処していくことになろうかと思います。bに関しましては、ガイドライン適用案件でない事業に係る異議申し立てがなされた場合には、これは不受理にはなりますけれども、必要に応じて申し立て審査役事務局から事業担当部局に申し立てが接した旨の情報共有を行う。

仕組み上は以上でございます。

詳細につきまして、必要がありましたら、さらにNGOとJICAとの協議の間などもござい

すし、我々もさらにお答えできると思いますので、引き続き御照会いただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

川口首席，どうもありがとうございます。

では最後に，地球規模課題総括課の石塚首席よりお願いします。

○石塚（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 首席事務官）

地球規模課題総括課の石塚でございます。

御質問の4点目ですけれども，先ほど実施指針の附表には市民社会の活動領域の拡充に関する施策がないというふうに御指摘いただきましたけれども，そもそも実施指針の本文のほうに，誰一人取り残さない未来を目指すビジョンの実現を目指す上で，NGO/NPOの果たす役割は極めて大きいということはしっかりと明記しておりまして，外務省として市民社会との連携を非常に重視しているということはまず申し上げたいと思います。

その上で，2019年の実施指針の見直しに向けてどうかというところでございますけれども，この2019年に向けた実施指針全体の見直しというものは，まず今後の実施状況を見ながら，また関係者の方々と意見交換をしながら検討を進めていきたいと考えておりますので，本日いただいた御意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

外務省側からそれぞれお答えありがとうございました。

残された時間，限られておりますけれども，まず谷山さんからレスポンスをいただきまして，それに続いてNGO側からコメント・御意見があれば伺ってから，外務省にまたお答えいただければと思います。

それでは，谷山さん，お願いします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

すみません。私1人の質問に4名の方に答えていただくというのは本当に申しわけない感じがしますけれども，そのぐらい多岐にわたっているわけです。どこを切り口にして実際に，今，起こっていることを改善していったらいいかということがまだ模索状態だというふうに私は感じました。私たちの側もそうですし，外務省さんの側もそうだと思います。

だから，悪い事例に対して改善を求めるということだけではなくて，いわゆるポジティブリンケージについては，どのように対応していいか，わからない。あるいはこの市民社会スペースの問題は外務省だけで解決できるものでは全くないということを考えると，これは戦略的にどこから入っていったら，他の省庁も，場合によっては官邸も含めて，あるいは一般の人たちに対しても，国際的な市民社会活動の支援という枠の中で，グローバルな課題をここからスタートして改善していったと言えるような事例を作れるのか。これが私は肝だと思います。特にODA関係において。

そうすると，切り口としては，まずは途上国の市民社会に対して，市民社会スペースが

確保できるような支援をODAのスキームで、JICAのスキームで本当にできないかということは考えていきたいと思います。それを一つの武器としながら、ネガティブなインパクトを回避するためにはどうしたらいいかという学びもそれに反映させていく。

あと、プロサバンナの議論もありましたけれども、やはり検証においては本当にこれまで費やしたコストを無駄にしないという意味においては、ぜひ一緒にやっていきたいと思っています。だから、異議申し立てが起こってからでは遅いという観点から、それを私たちとしては事前にどうしたらよかったのかという議論につなげていきたいし、そのためにJICAの環境社会配慮ガイドラインの見直しのプロセスをいかに活用できるかということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

谷山さん、ありがとうございました。

それでは、今、言及がありましたように、非常に多岐にわたる問題ではありますけれども、NGO側から御発言いただきたい方、先に挙手をいただいてよろしいでしょうか。

では、お二人ですね。

それでは、少し時間が限られておりますので、外務省側からもお答えいただく時間を確保したいので、コンパクトにお願いします。

まずは、後ろの方になりますけれども、垣内さん、よろしいでしょうか。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

ありがとうございます。言論・表現の自由を守る会の事務局長の垣内です。

今日は人権人道課からも御参加いただいておりますので、大変貴重な機会に御発言させていただきます。

冒頭、まず抗議をさせていただきます。

共謀罪、今日施行ということですが、これは日本国憲法違反であることはもちろんのこと、自由権規約：市民のおよび政治的権利に関する国際規約第17条と第19条に明確に違反する大弾圧法です。世界人権宣言70周年の今年、日本が国連加盟を承認されやっと60周年を迎えたばかりです。そして日本は元旦から、4期目の人権理事国で、11月には人権理事会で第3回UPR審査において日本の人権状況について3回目の普遍的定期的審査を受けます。昨年7月15日、日本は人権理事国選挙の立候補に先立ち、人権理事会で宣言しています。この国連での宣誓に反しあのようなだまし討ちで国会法違反の禁じ手を使って国会で共謀罪を強行採決してしまいました。そして本日11日までの間施行を踏みとどまることができなかった。この罪は重く、歴史の汚点であり、極めて深刻な事態です。

これはODAの関係者だけではなく、全ての人々の人間の安全保障と、防災の主流化にとって極めて深刻なマイナスです。

できることとできないことがあります。現時点でできることを提案させていただきます。これまでも繰り返し提案させて頂いていますが、それは個人通報制度の批准です。「日本が批准しているすべての人権条約に備わっている個人通報制度を批准する」ということを閣

議決定するということです。拷問等禁止条約の個人通報制度は第22条で規定しており、それを留保しているだけです。閣議決定をすればその日のうちに留保を撤回し、人権人道課の人権条約履行室を通じて批准手続が完了します。ぜひ、これを直ちに前向きに検討していただき、個人通報制度を批准していただきたい。一刻も早くこの措置をとっていただき、法の支配を実現していただきたいと思います。

このことが今、谷山さんから「戦略的にどこから入っていいのか・・・」と、そのどこからということ。今カナタチ氏の首相宛書簡によってようやく、皆さんが、

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

垣内さん、少し外務省側からもお答えいただく時間を確保したいので。

●垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

そうですね。今、やっとみなさんに自由権規約に注目いただき共謀罪が自由権規約：市民的・政治的権利に関する国際規約違反であるということ、この自由権規約は憲法第98条第2項によって日本は遵守義務を持っているということについてご理解が広がりました。そして、この人権条約と人権理事会のシステムについて、やっと日本の憲法学者の皆さんの理解が広がりました。人権条約について国際法学者はご存じでしたが、憲法学者の皆さんが御存じなかったわけです。そして、市民の皆さんも御存じなかった。国会議員も知らなかった。そういうところに今石が投げ込まれたので、今なのです。

これは人権人道課の所管です。是非首席事務官の田村さんから個人通報制度の即時批准について御回答いただきたいと思います。NGO担当の皆さんには、ぜひ個人通報制度と、この批准が実現可能であるということについて御理解いただきたいと思います。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

御協力ありがとうございます。

それでは、続きまして、林さんからコメントをお願いいたします。

●林（アフリカ日本協議会 特別顧問）

僕らの海外協力をやっていく中で、実は僕らが協力するというよりは、僕らが学んできたことが大きいと思います。しかし、実際に日本も含めてのこの時代というものは非常に厳しくて、一生懸命にやっている者ほどつらい目に遭う。

例えば先ほど人権問題というか、弾圧の問題とかが言われましたけれども、実際にそういう事例があるし、また日本の中でも、我々NGOも共謀罪など今の状況の中でおびえたりしているところはあります。そういう中で、厳しい状況におかれた市民の声を一緒に聞く、（人道人権の立場に立つ）外務省と一緒にやっていく中で、おびえを取り払う。そして、次の世代に対して、こういった事例を残していくことが大事なのではないかと思います。

ぜひよろしくをお願いします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

谷山理事長、垣内言論・表現の自由を守る会の事務局長、それから、アフリカ日本協議会の林さんから御発言をいただきました。

これに関しまして、この場で答えられることがございましたら外務省のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、田村首席、お願いします。

○田村（外務省 人権人道課 首席事務官）

御照会いただき、ありがとうございます。

本日、事前の質問通知が必ずしもなかったものもあり、必ずしも網羅的な御回答にならないということはあらかじめお許しいただければと思います。

その上で、先ほど御質問いただきました2つの点で、まず本日受託することが閣議決定されました国際組織犯罪防止条約の件でございます。今回のテロ等準備罪の法案は、同条約の担保法であるということでございます。国際組織犯罪防止条約は、既に187の国と地域が締結している極めて重要な条約です。本条約の締結は、関連する国連の決議、G7/G8サミットにおいても繰り返し要請されてきたところでございます。

我が国におきましては、2019年ラグビーワールドカップ、そして2020年オリンピック・パラリンピックを控えております。我が国に対する国際社会の注目が集まる中、今般、我が国が国際組織犯罪防止条約を締結し、そして188番目の締結国になるということは極めて大きな意義を有すると考えております。我が国として、テロを含む組織犯罪対策において、国際社会と協力を一層強化していきたいと考えております。

2つ目の御質問がございました件、個人通報制度について、日本として導入すべきではないかという御質問を伺いました。個人通報制度の趣旨でございますけれども、これは条約の実施の効果的な担保を図るということでございます。我が国といたしましては、条約の実施を効果的に担保すべく、まずは人権条約に定められた定期的な政府報告を提出し、審査を受けるとともに、そのフォローアップに努めてきたところでございます。

個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図る趣旨から注目すべき制度であるということは政府としても認識しております。これまで19回にわたり、政府といたしましては個人通報制度に関する関係省庁の研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備、あるいは運用の実態等について調査を実施しております。こうした諸外国の状況、各方面から寄せられました意見も踏まえつつ、政府として引き続き真剣に検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

事前になかった質問に対しても真摯にお答えいただいたかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、閉会挨拶を関西NGO協議会理事の加藤さん、お願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございます。

本日はNGO側あるいは外務省の皆様におかれましても、多岐にわたる議題を精力的に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。

この場にはセクターあるいは組織の違いこそあれ、国際協力にかかわる皆さんが集いまして、それぞれに重く、一筋縄ではいかない課題というものを抱えながら、それに悩みつつチャレンジしておられる状況だと思います。

しかしながら、私たちは今般、SDGsという共有できる目標を掲げて、平和で公正な世界を作るという夢を決して諦めずに、パートナーシップを組んで進めていこうというふうに互いに確認をしまいったところであると思います。今後もその思いを共通に抱いて、NGO、外務省、双方の対話と協働を進めていきたいと考えております。

しかしながら、今回の議題を俯瞰してみますと、その肝心のパートナーシップのベースとなる市民社会、これはプロフェッショナルなNGO/NPOだけではなくて、広い意味で地域や住民の組織も含めての市民社会ということですが、その自由で創造的な活動スペースが狭められるような動きが国内外で見られるようになっております。このことをNGO側としては非常に憂慮しております。

私たち国際協力関係者は、MDGsの経験を通じて開発効果の発現には市民社会の活動が自由闊達に行えるような政策環境の充実が不可欠であるということ、この15年、学んできました。今、SDGs時代になっていますけれども、本来であればその中で政策環境のよりよい充実にますます励む、そういう状況であるところだと思うのですが、現実には、今日も御紹介されましたけれども、市民社会スペースの縮小というネガティブな影響に対応していかなければならないという現実を抱えております。このことを本当に残念に思っております。

国際協力に取り組むNGO・外務省の共通のミッションとして、また、本協議会の意義として、開発の現場におられる皆さんの活動をしっかりとサポートして、持続可能な地域づくり、あるいは国づくりを支えて、それに必要な政策的な仕掛けを一緒に考えていくということにあると思っております。そのための対話や協働に私たちは注力しております。その注力する力というものをぜひネガティブな影響に、その対応に追われるものではなくて、市民社会が本当に自由で闊達な活動を展開できて、そのことがまたODAの活動とも相まって開発効果をより発揮していく。そして、ひいてはSDGsの達成とつながっていけるような取り組みにこの力を注いでいきたいと思っております。

その点におきまして、外務省の皆様にもぜひ御協力を、あるいは御努力をいただきたいと思いますし、また、NGO側におきましても本当に一生懸命、これは取り組んでいきたいと思っております。

そういうことで、引き続き友好的かつ緊張感のある対話と協働をNGO側あるいは外務省の皆様、双方にお願いして、閉会の挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。(拍手)

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

関西NGO協議会の加藤理事，どうもありがとうございました。

外務省側からございますか。特段，よろしいですか。

それでは，以上をもちまして，平成29年度NGO・外務省定期協議会第1回「ODA政策協議会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）